

農家民宿開業の手引

～ 農家民宿を始めたい皆様へ ～

2023年3月改定

新潟県

【目次】

1	開業計画、経営・資金計画などの整理	P1
2	旅館業法と住宅宿泊事業法による開業の主な違い	P2
3	旅館業法による開業	P3
(1)	開業手続きの流れ（全体）	P4
(2)	開業手続きの流れ（個別）	P5
(3)	必要手続きチェック表	P10
(4)	相談窓口一覧	P11
(5)	農家民宿に適用される規制緩和一覧	P12
■	農家民宿チェックシート	P13
■	農林漁業体験民宿開業に係る申立書	P14
4	住宅宿泊事業法の届出を行って開業するには	P16
(1)	開業手続きの流れ（全体）	P16
(2)	開業手続きの流れ（個別）	P17
(3)	新潟県内の住宅宿泊事業に関する問い合わせ先	P18
5	その他	P18
(1)	登録制度	P18
(2)	保険制度	P18
(3)	用語説明	P19

発行：新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟市中央区新光町4-1

TEL 025-280-5293 FAX 025-280-5336

E-mail ngt060020@pref.niigata.lg.jp

【はじめに】

農林漁村の就業・所得機会の創出や地域の活性化のため、県内各地で「自然」「食」など地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムが展開され、人と物との交流が拡大しています。

グリーン・ツーリズムの推進にあたって、農林漁業体験や自然体験など、農山漁村ならではの体験を提供する宿泊施設である「農家民宿」は、農山漁村地域で不足している宿泊施設や「コト消費」（農作業体験等）を提供するものとして、その重要性はますます高まっています。

こうした中で、国は平成30年6月に住宅宿泊事業法を施行しました。これにより、従来の「旅館業法」の営業許可を受けた開業のほか、「住宅宿泊事業法」の届出による開業が可能となりました。

本書を「農家民宿」の開業を目指す皆様からご活用いただき、都市との交流が更に促進され、農山漁村地域の活性化につながりますことを期待いたします。

※グリーン・ツーリズムとは「緑豊かな農山漁村において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」のこと

【1 開業計画、経営・資金計画などの整理】

まずは、どういう農家民宿にしたいのか、自分の考えを整理し、家族でしっかりと話し合いをしましょう。

実際に農家民宿に宿泊し、体験談を聞いてみましょう。

どんな営業スタイル、サービス内容にするか考えましょう。

① 営業スタイル

通年型	1年を通して営業
季節型	農閑期など特定の時期のみ営業
週末型	土日祝日のみ営業

② サービス内容

素泊まり	○自炊設備の準備、近隣の飲食店との提携なども考えましょう
朝食のみ	○農家民宿では、自家食材や地元の旬の食を求めるお客様が多いようです
朝夕食つき	○一緒に郷土料理を作る体験なども好評です

③ 提供（又はあっせん）する農林漁業体験

農家民宿を開業するには、農林漁業体験を提供（又はあっせん）できることが条件となります。その地域ならではの農林漁業体験を提供できる体制を確保してください。

また、農林漁業体験は、必ずしも自分で提供する必要はなく、近隣の農林漁業者や農林漁業体験施設と連携し、体験をあっせんしても差し支えありません。

※ 農林漁業体験の例

農業体験	林業体験	漁業体験
農作業の体験	林業や林産物生産の体験	漁業や水産動植物の養殖の体験
農産物の加工・調理体験	林産物の加工・調理体験	水産物の加工・調理体験
地域の農業、農村生活や文化体験	地域の林業、山村生活や文化体験	地域の漁業、漁村生活や文化体験
田畑や農業資源の案内	森林の案内	漁場の案内

【2 旅館業法と住宅宿泊事業法による開業の主な違い】

農家民宿を開業するには、「旅館業法」の営業許可を受けるか「住宅宿泊事業法」の届出をする必要があります。

どちらの手続で開業するかは、両者の違いを理解したうえで決めましょう。

区 分		旅館業法による開業 (農家民宿の場合)	住宅宿泊事業法による開業
行政手続		保健所長からの許可	○新潟県内（新潟市を除く） →新潟県知事への届出 ○新潟市内 →新潟市保健所長への届出
営業日数		—	年間180日以下
居住要件		—	次のいずれかに該当すること ①現に人の生活の本拠として使用されている家屋 ②入居者の募集が行われている家屋 ③随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋
主な構造 設備要件	客室床面積	基準なし 3.3㎡/人以上（客室床面積（注1））を指導	3.3㎡/人以上 （居室床面積）
	台所	不要	必要
	入浴設備	原則必要	必要
	便所	必要	必要
	洗面設備	必要	必要
宿泊実績の定期報告		—	2か月ごとに報告 ○新潟県内（新潟市を除く） →新潟県知事への報告 ○新潟市内 →新潟市保健所長への報告
外国語対応		—	外国人宿泊者に対し、施設の使用方法、緊急時の対処法などを案内

区 分	旅館業法による開業	住宅宿泊事業法による開業
周辺住民への説明	—	要（※1）
食事を提供する場合（飲食店営業許可）	要（通常は専用の調理室が必要ですが、一定の要件を満たせば家庭用台所との兼用が認められています。）	要（通常は専用の調理室が必要ですが、一定の要件を満たせば家庭用台所との兼用が認められています。）

（※1）近隣住民の不安解消及び宿泊者とのトラブル防止のため、周辺住民に対し、住宅宿泊事業を営もうとする者の氏名、連絡先、自宅の所在地などを説明する必要があります。

【3 旅館業法による開業】

旅館業法では、客室の広さに関する基準が緩和されています。

また、客室延有効面積（注2）が50㎡以下の場合、さらに規制緩和を利用して農家民宿を開業することが可能です。

現在では、個人、法人問わず開業することが可能となり、申請者の自宅だけでなく、別荘などにおいても開業することが可能です。

《規制緩和を利用した農家民宿の旅館業法上の開業区分》

区 分	申 請 者（個人又は法人）	
	あ り	な し
農林漁業体験の提供	あ り	な し
客室延有効面積 50㎡以下	規制緩和を受けて 開業できる	開業できない（※2）
客室延有効面積 50㎡超	規制緩和を受けず 開業できる	開業できない（※2）

（※2）規制緩和のない旅館・ホテル営業、簡易宿所営業として、開業することはできません。要件等については、管轄の保健所へご相談ください。

※一般的な流れですので、詳しくは各窓口（11ページ参照）
でご相談ください。

(1) 開業手続の流れ（全体）

ア 相談に行く準備

イ 総合相談窓口へ相談

市役所・役場へ事前相談

○農家民宿を開業する場所 など

○手続き全体の流れ
○体験内容、あっせん先 など

農林漁業体験民宿開業に係る
申立書 ※申請者が作成します。

提供（又はあっせん）する体験については、
総合相談窓口で事前相談をしてください。

ウ 営業許可について相談

○旅館業法に関する手続（事前確認）
○食品衛生法に関する手続（事前確認）

エ 建築物について相談

○建築基準法に関する手続

建築物の検査済証

申立書
※検査済証等が交付され
ない場合

オ 防火管理・消防用設備等
について相談

○消防法に関する手続

消防法令適合通知書

手続は平行して進めていきます

「建築物の検査済証」「消防法令適合通知書」は、増改築
や用途変更の有無、民宿部分の面積等によって発行されな
い場合があります。詳しくは、建築・消防の担当部局にご
確認ください。

カ 営業許可の申請

○旅館業の営業許可申請

旅館業営業許可証

○飲食店の営業許可申請

飲食店営業許可書

「農林漁業体験民宿開業に係る申立書」
「建築物の検査済証（又は申立書）」
「消防法令適合通知書」を求めに応じて旅
館業の営業許可申請書に添付します。

農家民宿 開業

(2) 開業手続の流れ（個別）

ア 相談に行く準備をしましょう

- 農家民宿を開業したい建物の各階ごとの平面図
- 建物の付近の様子が分かる図面
- 建物の全景や各部屋の様子が分かる写真

「どんな農家民宿になるのか」を、本書のチェックシート（13ページ）・「農林漁業体験民宿開業に係る申立書」（14ページ）を作成し、整理しておきます。



イ 「農家民宿」の総合相談窓口へ（11ページ参照）

お住まいの地域を管轄する総合相談窓口に、必ずご相談ください。

- ・ 総合相談窓口では、開業までの流れや各手続の概要を説明します。また、個別の相談先についてもご紹介します。
- ・ 提供（又はあっせん）できる体験について、「農林漁業体験民宿開業に係る申立書」に基づいて提供する農林漁業体験について確認させていただきます。
- ・ 地域の農業者や体験受入施設などと連携できるよう、必要に応じてご紹介します。

なお、本県では、それぞれの地域の実情に応じ、お住まいの市町村から「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「余暇法」という。）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設への該当の有無」について意見をいただいております。

《農林漁業体験の事前確認》

農家民宿を開業する場合、一般的な民宿等を開業する場合に比べ、様々な規制緩和が適用される可能性があります。そのため、営業許可の前提として、“適切な農林漁業体験を提供（あっせん）できるか”の確認が必要となります。

- 自分で提供するか、あっせんするか
- 具体的な農林漁業体験の内容、提供できる時期
- あっせん先の詳細

提供（又はあっせん）する農林漁業体験については、管轄の「総合相談窓口」へ必ず事前相談してください。



ウ 営業許可について相談（県地域振興局健康福祉（環境）部（保健所）、新潟市保健所）

※旅館業・飲食店営業許可の申請は必要書類が揃ってから行いますが、設備の設置状況によっては基準に合った改装が必要となりますので、必ず事前に相談してください。

- ・建物の平面図、写真などを元に、必要な設備や基準を確認します。

客室延有効面積（注2）が50㎡以下の場合、施設基準が一部緩和されます。下記は一例です。

- 玄関帳場が不要
- 男女で区分したトイレが不要

『高床式住宅を農家民宿にできるの・・・？』

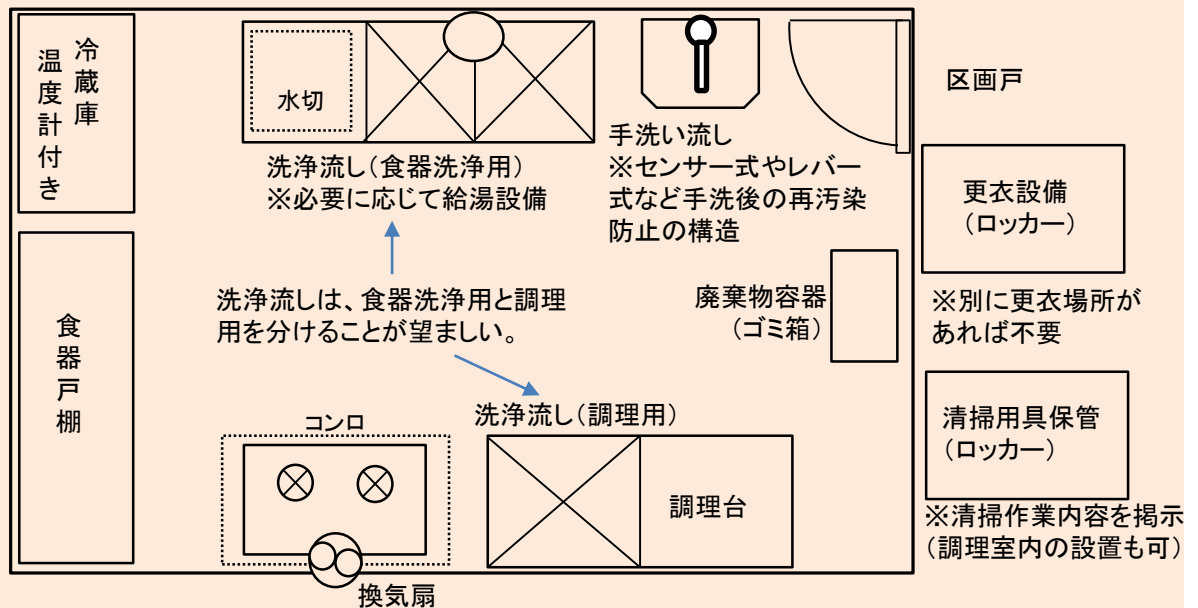
新潟県には、積雪時の出入等のために床下部分を通常より高くした高床式住宅があります。

この住宅の3階部分を客室などの「旅館」として利用すると、建物を耐火建築物にする等の制限がかかりますが、農家民宿として利用し、かつ客室延床面積が33㎡未満で、客室から外部に容易に避難できるなど避難上支障なければ、建物を耐火建築物等とする必要はありません。



＜飲食店の営業について＞

- 食事を提供する場合、旅館営業許可とは別に飲食店営業許可が必要になります。（素泊まり型などでは必要ありません。）
- 建物の平面図、写真などを元に、必要な設備や基準を確認します。
- 「食品衛生責任者（注3）」を従事者の中から1人選任します。
- 区画された調理室が必要です。家庭用台所と兼用する場合、台所内で家族の食事や洗面などができなくなります。
- 水道水以外を使用する場合、定期的な水質検査を行い、殺菌装置を設置します。
- 調理室に必要な設備は、下図のとおりです。
詳細は保健所に相談してください。



『飲食店の営業許可を得るのは、なかなか大変…?』



食中毒などの危険があるため、旅館業許可に比べて必要な設備が多くなります。手洗い用流しが必要だったり、それとは別に食品等の洗浄流しが必要だったり。そのため、民宿部分はそのままで許可されても、台所は何らかの改装が必要となる場合がほとんどです。



エ 建築物について相談（県地域振興局地域整備部、市町村建築担当課）

- ・ 建築基準法上の「旅館」に該当するかの確認

下記を全て満たした場合、建築基準法上、「旅館」ではなく「住宅」として扱われます。

- ◆ 住宅の一部を農家民宿として利用
- ◆ 客室延床面積（注4）が33㎡未満
- ◆ 各客室から直接外部に容易に避難できるなど避難上支障ない

※建築基準法上の「旅館」に該当する場合、その基準に適合するよう措置しなければなりません。

※建築基準法上の「住宅」に該当する場合、旅館業許可申請書に『担当部局の確認の結果、建築確認が不要な施設である』旨の申立書（様式不問）の添付を求められる場合があります。



オ 防火管理・消防用設備等について相談（管轄の消防本部、消防署）

- ・ 住宅用火災警報器の設置確認（専用住宅と同様に設置義務があります。）
- ・ 消防法上の「旅館」に該当するかの確認

農家民宿部分の延床面積（注5）が50㎡以下、かつ、住宅部分の延床面積よりも小さい場合は、消防法上の「一般住宅」に該当し、規制対象外となります。

旅館に該当する場合であっても、管轄の消防長・消防署長が認めれば、「誘導灯」「誘導標識」「消防機関へ通報する火災報知設備」は設置不要となる場合があります。

※消防法上の「旅館」に該当する場合、その基準に適合するよう措置しなければなりません。



カ 営業許可の申請（県地域振興局健康福祉（環境）部（保健所）、新潟市保健所）

- ・旅館業許可申請書は、新潟県又は新潟市のホームページからダウンロードできます。
- ・食事を提供する場合は、飲食店業許可申請書も併せて提出します。
- ・検査希望日の1～2週間前には、申請書を提出してください。
- ・保健所職員が施設検査を行い、基準に適合していれば営業許可となります。

	旅館営業許可申請	飲食店営業許可申請
手数料	22,000円	16,000円
申請書に添付する書類	（共通）・各階ごとの平面図、周辺地図 ・水質検査成績書（水道水以外の場合）	
	・建築物の検査済証（又は申立書） ・消防法令適合通知書 ・農林漁業体験民宿開業に係る申立書	・厨房設備の詳細図

注 営業許可を取得した後、基準に該当しなくなったことが認められる場合には許可の取消・停止などもあります。

その他の関係法

施設及び設備にかかるもの

- 浄化槽法（県地域振興局健康福祉（環境）部（市町村経由））
浄化槽の設置、廃止や規模を変更する場合は、事前に届出が必要となります。
- 下水道法（市町村）
下水道に接続する場合は、事前に届出が必要となります。
- 水質汚濁防止法（新潟市、長岡市、上越市、県環境センター（その他市町村））
厨房施設、洗濯施設、入浴施設については、事前に届出が必要となります。ただし、住宅宿泊事業法による開業の場合は不要です。

開業場所にかかるもの ※現在お住まいの住居を利用する場合、ほとんど必要ありません

- 農地法（市町村農業委員会）
現在「農地」である場所に農家民宿を開業したり、駐車場としたりする場合は、農地法に基づく手続きが必要です。
- 農業振興地域の整備に関する法律（通称：農振法）（市町村）
農用地区域内で宅地の造成、建物の新築・増改築など行う場合は、農振法に基づく手続きが必要です。
- 都市計画法（市町村）
建物の建築で土地の「区画の変更」「形質の変更」のいずれかに該当する行為がある場合、又は建物の用途を変更する場合は、開業場所によっては、都市計画法に基づく開発許可等が必要です。

(3) 必要手続チェック表

相談項目	チェック欄		法律上必要な手続
農家民宿 (農林漁業 体験民宿) の営業に ついて	旅 館 業 法	次の全ての項目に該当する場合、規制緩和が適用 されます。 <input type="checkbox"/> 農林漁業体験を提供（又はあっせん） <input type="checkbox"/> 客室延有効面積（注2）が50㎡以下	●旅館業許可の申請
飲食店の 営業につ いて	食 品 衛 生 法	<input type="checkbox"/> 食事を提供する	●食品営業許可の申請
		<input type="checkbox"/> 食事を提供しない	—
建築物に ついて	(1) 次の全ての項目に該当する場合 ⇒「住宅」扱い <input type="checkbox"/> 住宅と併用 <input type="checkbox"/> 農林漁業体験を提供、またはあっせん <input type="checkbox"/> 客室延床面積（注4）が33㎡未満 <input type="checkbox"/> 各居室から直接外部に容易に避難できるなど、 避難上支障がない		●一定規模以上の建物 を増築等する場合は、 建築確認申請 ●住宅としての建築基 準法上の措置
	上記（1）に該当しない場合 ⇒「旅館」扱い <input type="checkbox"/> 民宿用途部分の床面積（注6）が200㎡以下		●旅館としての建築基 準法上の措置
	上記（1）に該当しない場合 ⇒「旅館」扱い <input type="checkbox"/> 民宿用途部分の床面積が200㎡を超える		●建築確認申請 （用途変更） ●旅館としての建築基 準法上の措置
防火安全 について	(1) 次の全ての項目に該当する場合 ⇒「一般住宅」扱い <input type="checkbox"/> 一般住宅と併用 <input type="checkbox"/> 民宿部分の延床面積が一般住宅部分より小さい <input type="checkbox"/> 民宿部分の延床面積（注5）が50㎡以下		—
	上記（1）に該当しない場合 ⇒「旅館」扱い		●消防法令適合通知書等 の交付申請 ●消防法上の措置

(4) 総合相談窓口一覧

お住まいの市町村	総合相談窓口	旅館業法・食品衛生法	建築基準法	消防法		
村上市	新発田地域振興局 農業振興部農業企画課 0254-26-9147	村上市地域振興局 健康福祉部衛生環境課 0254-53-8371	新発田地域振興局 地域整備部建築課 0254-26-9199	村上市消防本部 0254-53-0119		
関川村		新発田地域振興局 健康福祉環境部生活衛生課 0254-26-9137	新発田地域振興局 健康福祉部衛生環境課 0250-22-5175	新発田市役所建築課 0254-26-3557	新発田地域広域事務組合消防本部 0254-22-1119	
新発田市				新発田地域振興局 地域整備部建築課 0254-26-9199	阿賀野市消防本部 0250-62-2058	
阿賀野市				新発田地域振興局 健康福祉環境部衛生課 0254-26-9137	新発田地域振興局 地域整備部建築課 0254-26-9199	新発田地域広域事務組合消防本部 0254-22-1119
聖籠町						阿賀町消防本部 0254-92-0119
胎内市						五泉市消防本部 0250-42-0119
阿賀町	新潟地域振興局 農林振興部農業企画課 0250-24-9620	新潟地域振興局 健康福祉部衛生環境課 0250-22-5175	新潟地域振興局 地域整備部建築課 025-273-3204	阿賀町消防本部 0254-92-0119		
五泉市		新潟市保健所 (旅館)環境衛生課 025-212-8266 (食品)食の安全推進課 025-212-8226	新潟市役所 建築行政課 025-226-2837	五泉市消防本部 0250-42-0119		
新潟市(西区・西蒲区)				新潟市消防局 025-288-3191		
新潟市(上記以外)						
燕市	三条地域振興局 農業振興部企画振興課 0256-36-2256	三条地域振興局 健康福祉環境部生活衛生課 0256-36-2366	三条地域振興局 地域整備部建築課 0256-36-2319	燕・弥彦総合事務組合消防本部 0256-92-1119		
弥彦村			三条市役所建築課 0256-34-5727	三条市消防本部 0256-34-1111		
三条市			三条地域振興局 地域整備部建築課 0256-36-2319	加茂地域消防本部 0256-52-1770		
加茂市			長岡地域振興局 健康福祉環境部生活衛生課 0258-33-4936	長岡地域振興局 地域整備部建築課 0258-38-2625	見附市消防本部 0258-62-0555	
田上町					小千谷市消防本部 0258-81-0119	
見附市	柏崎市消防本部 0257-24-1500					
小千谷市	長岡市役所都市開発課 0258-39-2226	長岡市消防本部 0258-36-0119				
出雲崎町	長岡地域振興局 農林振興部農業企画課 0258-38-2551	柏崎地域振興局 健康福祉部衛生環境課 0257-22-4180	柏崎市役所建築住宅課 0257-21-2290	柏崎市消防本部 0257-24-1500		
長岡市			長岡地域振興局 地域整備部建築課 0258-38-2625			
柏崎市						
刈羽村	南魚沼地域振興局 農林振興部農業企画課 025-772-2819	魚沼地域振興局 健康福祉部衛生環境課 025-792-8619	南魚沼地域振興局 地域整備部建築課 025-772-3958	魚沼市消防本部 025-793-0119		
魚沼市		南魚沼地域振興局 健康福祉環境部生活衛生課 025-772-8143		南魚沼市消防本部 025-782-9119		
湯沢町		十日町地域振興局 健康福祉部衛生環境課 025-757-2707		十日町地域消防本部 025-757-0119		
南魚沼市						
津南町						
十日町市	上越地域振興局 健康福祉環境部生活衛生課 025-524-6135	上越地域振興局 健康福祉部衛生環境課 025-553-1938	上越市役所建築住宅課 025-526-5111(代)	上越地域消防事務組合消防本部 025-525-1199		
上越市			上越地域振興局 地域整備部建築課 025-526-9529	糸魚川市消防本部 025-552-0119		
妙高市						
糸魚川市	佐渡地域振興局 農林水産振興部企画振興課 0259-63-3185	佐渡地域振興局 健康福祉環境部生活衛生課 0259-74-3399	佐渡地域振興局 地域整備部建築課 0259-74-3339	佐渡市消防本部 0259-51-0119		
佐渡市						

(5) 農家民宿に適用される規制緩和一覧

関係法	規制緩和・通知など	
旅館業法	県	余暇法第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に該当する場合、 客室延有効面積（注2）が50㎡以下の場合、基準が緩和されます。 ○玄関帳場が不要 ○トイレは1つあればよい
食品衛生法	県	通常は専用の調理室が必要ですが、農家民宿の場合、一定の要件を満たせば家庭用台所との兼用が認められています。（ただし、ダイニングキッチンや洗面所として使用している場合は兼用不可）
建築基準法	全	住宅の一部を農家民宿として利用し、客室延床面積（注4）が33㎡未満であり、避難上支障がないと認められた場合は、建築基準法の「旅館」に該当しないものとして取り扱われます。
消防法	全	農家民宿部分の延床面積(注5)が50㎡以下で、かつ、住宅部分の延床面積よりも小さい場合は、消防法上の「一般住宅」に該当し、規制対象外となります。 「旅館」であっても、管轄の消防長又は消防署長が認めれば、「誘導灯」「誘導標識」「消防機関へ通報する火災報知設備」は設置不要となる場合があります。
道路運送法	全	農家民宿が宿泊サービスの一環として行う送迎は、許可を必要としません。
旅行業法	全	農家民宿が、宿泊とセットで農林漁業体験を販売・広告する場合は許可を必要としません。
農地法	全	農地所有適格法人が行う業務として、民宿経営等が認められています。
酒税法	特	農家民宿等が自ら生産した米を原料とした濁酒、果実等を原料とした果実酒を製造する場合、特区内においてのみ最低製造数量（6KL）以下でも免許取得が可能です。 ※現在、県内に果実酒特区はありません
	全	農家民宿等では、一定の要件の下、自家製梅酒等の提供が酒類の製造免許なしで可能です。
農村休暇法	全	一般の宿泊施設が地域の農林漁業者等と連携して農林漁業体験サービスを提供する場合も、農林漁業体験民宿として登録可能です。

適用範囲／全：全国 県：新潟県独自 特：構造改革特区

《農家民宿チェックシート》

※ □にし点を入れてください

項 目	内 容		
経 営 者	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 林業者 <input type="checkbox"/> 漁業者 <input type="checkbox"/> 農林漁業者以外		
運営方法	<input type="checkbox"/> 個人運営 <input type="checkbox"/> 法人運営 <input type="checkbox"/> 集落などでの共同運営		
体験メニュー	「農林漁業体験民宿開業に係る申立書」を利用し、整理してください。		
客 室	部屋数 ()	客室の位置	<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> (階)
客室面積	建物(家)の延床面積 (m ²) 民宿部分の延床面積 (m ²) 客室の延床面積 (m ²)		
宿泊定員	1日の宿泊定員 (人)		
お 風 呂	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 家庭用と共用 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 温泉)	
		<input type="checkbox"/> 宿泊客専用 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 温泉)	
	<input type="checkbox"/> なし	近隣の浴場を利用 (浴場名)	
ト イ レ	<input type="checkbox"/> 家庭用と共用	和式大便器 () 小便器 () 洋式便器 ()	
	<input type="checkbox"/> 宿泊客専用	和式大便器 () 小便器 () 洋式便器 ()	
食 事	<input type="checkbox"/> 朝夕2食 <input type="checkbox"/> 朝食のみ		
	<input type="checkbox"/> 素泊まり式 <input type="checkbox"/> 自炊式 <input type="checkbox"/> 郷土料理体験式		
送 迎	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 最寄り駅等まで <input type="checkbox"/> それ以外 ()	<input type="checkbox"/> なし
使用する水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水		
汚 水 処 理	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 (<input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> 単独浄化槽)		
営業期間	<input type="checkbox"/> 通年営業 (休み)		
	<input type="checkbox"/> 季節営業 (月 日 ~ 月 日)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

農林漁業体験民宿開業に係る申立書

保健所長 様

住 所

申請者

※法人の場合は名称及び代表者の氏名

電話番号 () -

下記について申し立てます。

記

1 施設の所在地について

(住 所) _____

2 提供する役務について

以下の役務を提供又はあっせんします。

種 類	具体的内容	区 分	あっせん先
	(提供時期:)	提 供 あっせん	
あっせん 承諾欄	役務のあっせん先となることを承諾します。 住所(施設所在地): 氏名(名称):		
	(提供時期:)	提 供 あっせん	
あっせん 承諾欄	役務のあっせん先となることを承諾します。 住所(施設所在地): 氏名(名称):		

■ あっせん先との契約内容等を示す書類を添付してください。書類がない場合は、その理由書(様式不問)を添付してください。

※「種類」欄は裏面から選択すること。

※「区分」欄はどちらかに○を付けること。

※区分が「あっせん」の場合、あっせん先(農林漁業者、体験施設等)を記載し、あっせん先から承諾欄に署名又は記名押印をしてもらうこと。また、あっせん先が法人又は団体の場合、その名称及び代表者の氏名を記載のうえ代表者印を押印してもらうこと。

※欄が足りない場合は、本書をコピー等して記載すること。

農林漁業体験民宿開業に係る申立書〔裏面〕

（１）農業体験	
ア	農作業の体験の指導
イ	農産物の加工、調理体験の指導
ウ	地域の農業、農村生活や文化に関することを教える
エ	田畑やその農用地、その他の農業資源の案内
オ	農作業体験施設等の利用
（２）林業体験	
ア	林業や林産物生産の指導
イ	林産物の加工、調理体験の指導
ウ	地域の林業、山村生活や文化に関することを教える
エ	森林の案内
オ	林業体験施設等の利用
（３）漁業体験	
ア	漁業や水産動植物の養殖の体験の指導
イ	水産物の加工、調理体験の指導
ウ	地域の漁業、漁村生活や文化に関することを教える
エ	漁場の案内
オ	漁業体験施設等の利用

【4 住宅宿泊事業法の届出を行って開業するには】

民泊サービス（住宅宿泊事業）とは、宿泊者から宿泊料を得て、自宅や別荘等住宅の全部又は一部に宿泊させることです。

平成30年6月15日以降は、人を宿泊させる日数が年間180日（泊）を超えないなど一定の要件を満たす場合は、旅館業法の許可を得ずに、住宅宿泊事業法に基づく届出による民泊サービスの提供が可能となりました。

また、住宅宿泊事業者が農林漁業体験サービスを提供する場合も旅館業法の許可を受けて開業する場合と同様に、登録制度（18ページ）の対象となりました。

(1) 開業手続きの流れ（全体）

一般的な流れですので、詳しくは、「新潟県住宅宿泊事業の手引き」

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/seikatueisei/1356889222256.html>) をご覧ください。

※ 新潟市内の場合は新潟市の作成する「住宅宿泊事業に関する手引き」をご覧ください。

(<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyoeisei/oshirase/minpaku.files/tebiki.pdf>)

ア 必要な手続きを確認

- 住宅宿泊事業法に関する手続
- 食品衛生法に関する手続（事前確認）など

その他の関係法は、旅館業法による開業を参考にしてください（P.9ページ参照）

イ 防火管理・消防用設備等について相談

- 消防法に関する手続

消防法令適合通知書

ウ 開業に向けた準備

- 宿泊者の衛生確保の措置
- 避難機器設置等の安全確保の措置
- 外国語による施設利用方法の説明
- 宿泊者名簿の備付け
- 騒音防止等、必要事項の宿泊者への説明
- 苦情等の処理

「消防法令適合通知書」は、住宅宿泊事業の届出の際に添付します

エ 営業許可の申請等

- 住宅宿泊事業法の届出
※原則として「民泊制度運営システム」を利用した電子申請となります。

標識の掲示

- 飲食店の営業許可申請

飲食店営業許可書

農家民宿 開業

宿泊実績の定期報告

(3) 問い合わせ先

○ 新潟県内（新潟市を除く.）の住宅宿泊事業に関する問い合わせ先

新潟県福祉保健部生活衛生課 営業・水道係
電話番号：025-285-5511（代表）内線2677、2678、2681
025-280-5208（直通）
ファクシミリ：025-284-6757
電子メール：ngt040250@pref.niigata.lg.jp

○ 新潟市内の住宅宿泊事業に関する問い合わせ先

新潟市保健衛生部環境衛生課環境衛生係
電話番号：025-212-8266（直通）
ファクシミリ：025-246-5673
電子メール：kankyoeisei@city.niigata.lg.jp

【5 その他】

(1) 登録制度

●全国： 登録農林漁業体験民宿（田舎体験の宿）

国の定める登録機関に登録すると、農林水産大臣の承認を得た「農林漁業体験民宿（田舎体験の宿）」として、公認の看板を掲示できます。（登録有料）

登録先／一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構（まちむら交流きこう）

TEL 03-4335-1981(代表) <https://www.kouryu.or.jp/>

登録先／株式会社 百戦錬磨

TEL 03-6206-9176 <https://www.hyakuren.org/gt/>

それぞれ、ホームページでのPR、セミナー等の開催や各種相談などを実施していますのでご活用ください。

●県内： 新潟県ふるさと民宿連絡協議会

新潟県内で農林漁業体験民宿業を営む方が任意加入しています。
県内で研修会なども開催しています。（登録無料）

問合先／新潟県農林水産部地域農政推進課
TEL 025-280-5707



(2) 保険制度

宿泊中のケガや食中毒、貴重品の紛失など宿泊客に対する補償、火災や災害による損害など万が一のリスクに対処するため、必要に応じて保険の加入を検討してください。

- | | |
|--------------|-------------|
| ○宿泊施設 | ： 旅館賠償責任保険 |
| ○体験指導 | ： 指導者賠償責任保険 |
| ○旅行者の傷害・損害賠償 | ： 国内旅行傷害 |
| ○自家用車の使用 | ： 自動車保険 |

民間保険会社や共済などの保険のほか、（一財）都市農山漁村交流活性化機構の「グリーン・ツーリズム総合補償制度」、（公社）日本食品衛生協会の保険などもあります。

(3) 用語説明

(注1) 客室床面積（旅館業法）

客室から、造り付け収納（押入・納戸等）や床の間を除いた面積を合計。面積は、内のりで計測。（例：図1の網掛け部分）

(注2) 客室延有効面積（旅館業法）

旅館業法上の客室延床面積から、客の睡眠や休憩等に供されていない部分（客室専用の浴室、トイレ、踏み込み等）を除いた面積。（例：図2の網掛け部分）

(注3) 食品衛生責任者

食事を提供する場合、食品衛生の管理運営を行う食品衛生責任者を設置することが義務づけられている。
食品衛生責任者養成講習（県内では月1回程度開催）を受講することで資格取得可能。調理師、栄養士等の有資格者は受講不要。

(注4) 客室延床面積（建築基準法）

客室から、造り付け収納（押入・納戸等）や床の間を除いた面積を合計。面積は、壁芯（壁の中心から中心）で計測。（例：図1の網掛け部分）

(注5) 民宿部分の延床面積（消防法）

建築基準法上の延床面積で算定。
民宿部分（客室等。例：図3の網掛け部分）に、一般住宅部分と共用する部分（玄関、廊下、トイレ、台所等）の床面積を、各々の専用部分の床面積で按分したものを加えた合計。

(注6) 民宿用途部分の床面積（建築基準法）

民泊部分（客室等。例：図3の網掛け部分）に、一般住宅部分と共用部分（玄関、風呂、トイレ、廊下など）を加えたもの。面積は、壁芯で計測。

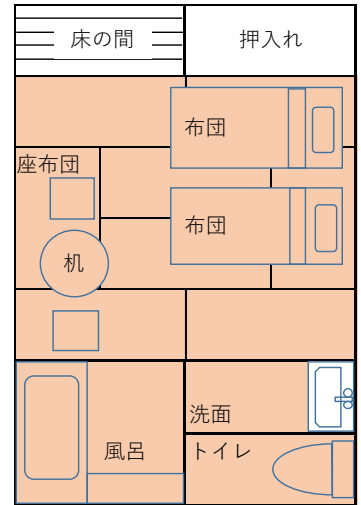


図1

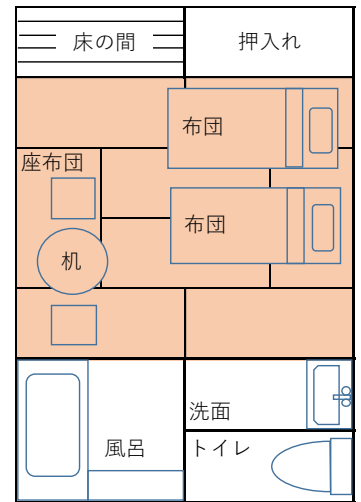


図2

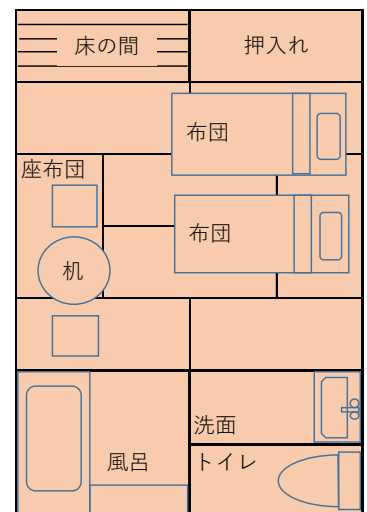


図3